

議案第 77 号

愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、令和 3 年 3 月 31 日をもって愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させることとし、愛知県市町村職員退職手当組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 27 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、地方自治法第 290 条の規定により愛知県市町村職員退職手当組合から尾張市町交通災害共済組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議する必要があるからである。

愛知県市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約

愛知県市町村職員退職手当組合同規約（昭和33年愛知県市町村職員退職手当組合同規約第1号）の一部を次のように変更する。

別表第1及び別表第2の3区の項中「北名古屋水道企業団 尾張市町交通災害共済組合」を「北名古屋水道企業団」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の愛知県市町村職員退職手当組合同規約別表第2の規定は、令和3年4月1日以後最初に実施される議員の選挙から適用する。